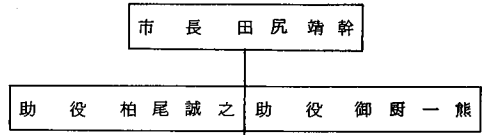
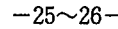


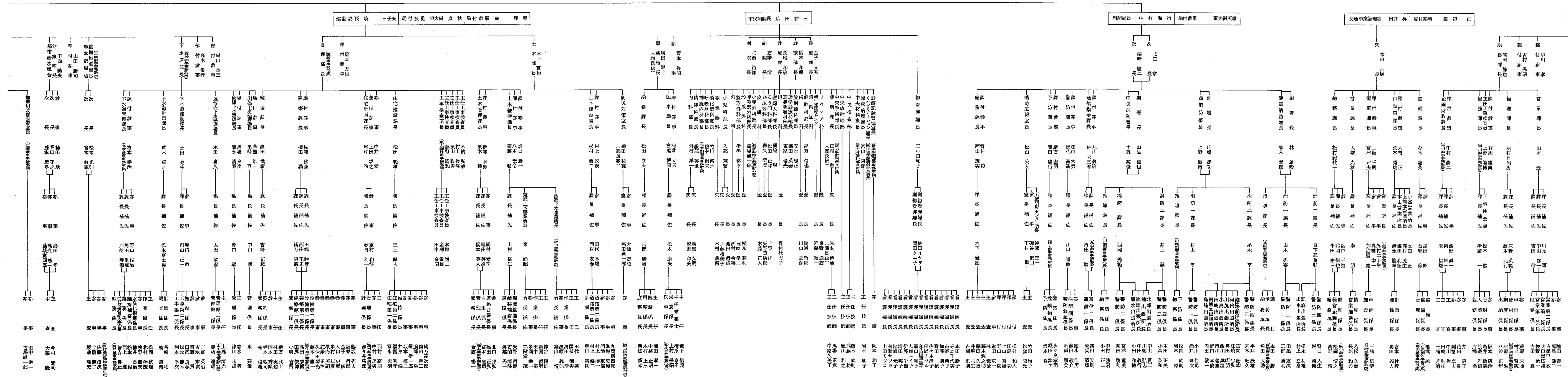
総務

1	行政機構 (人事配置)	23
2	歴代市長	31
3	職員数	31
4	給与	31
5	基本構想	35
6	都市圏行政	41
7	広報・広聴	42
8	総合行政情報 システム	46
9	国際交流	48
10	婦人行政	51
11	市民相談	53
12	消費者行政	57
13	水資源対策	58
14	職員研修	59
15	選挙	63
16	名誉市民	67
17	財政	69
18	市税	74
19	開発公社	78
20	土地開発基金	79
21	市庁舎概要	79

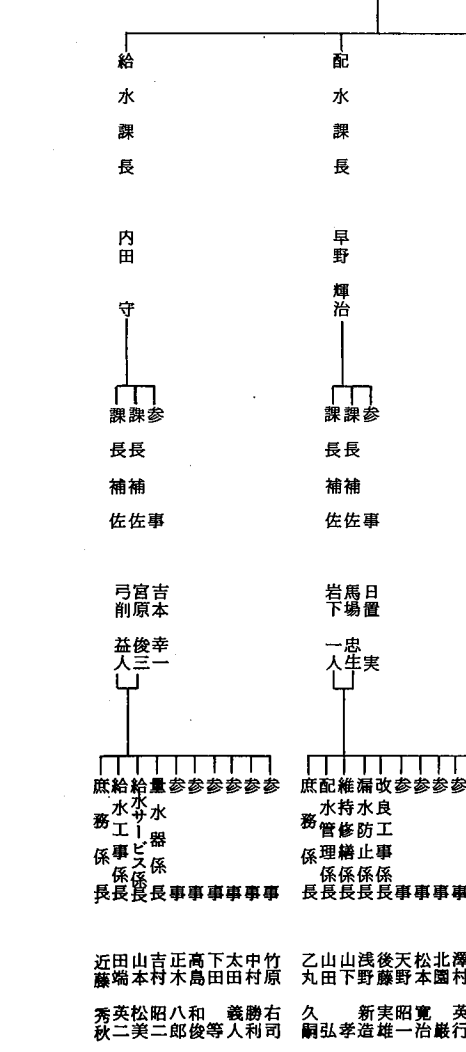
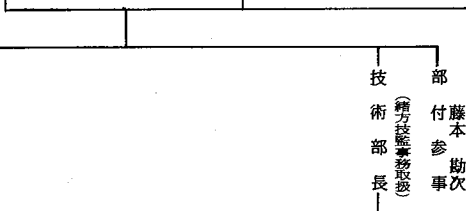
(平元.8.10現在



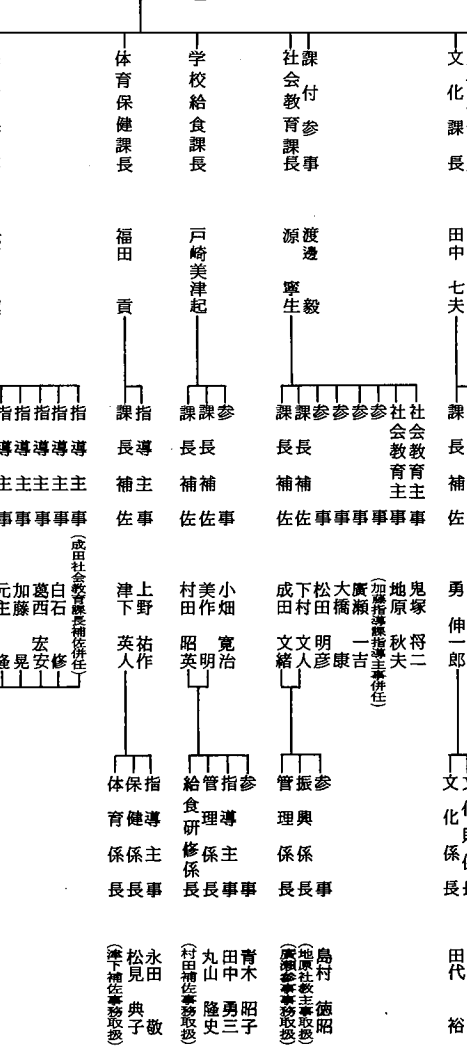
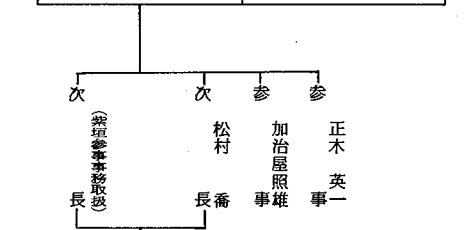




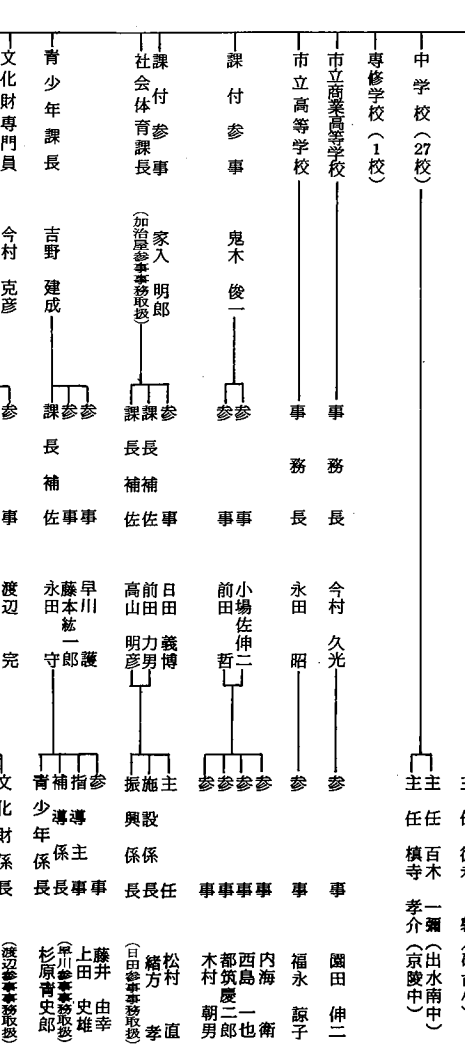
水道事業管理者 調訪 行美 局付技監 緒 方 毅



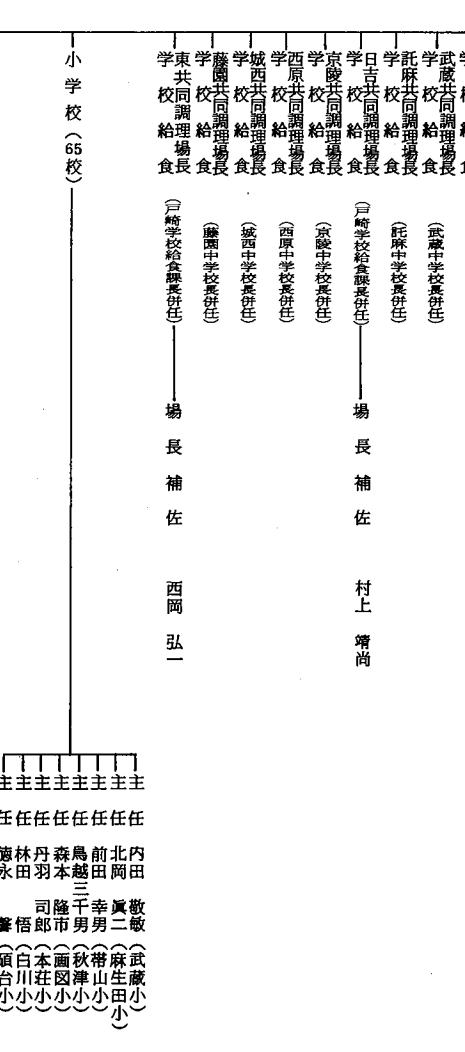
教育委員会
委員長 明弘
委員 木通川 幸親 四郎
教育長 永井 隆一
局付参事 柴垣 章一



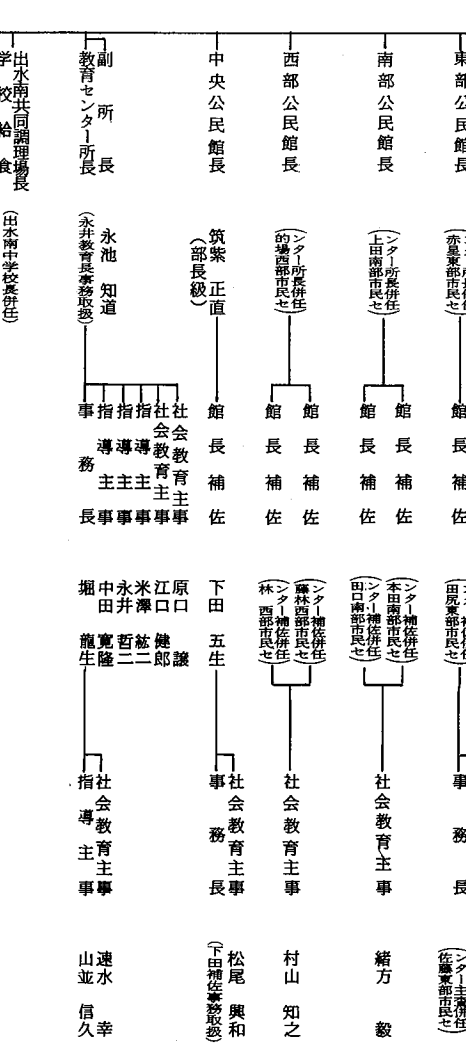
選挙管理委員会
委員長 敬夫 大川 幸雄
委員 田中 北里 正士 重志
委員 原田 正士 重志



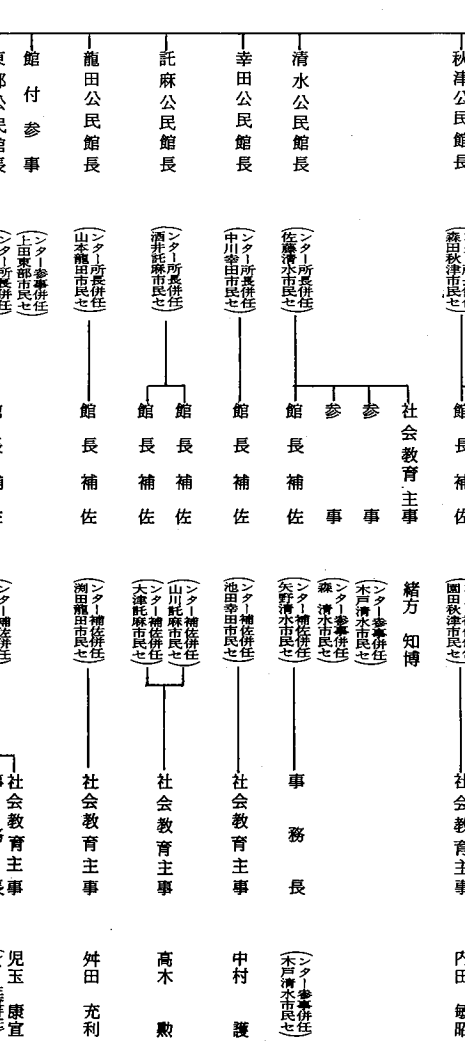
監査委員 大石 森田 内村
委員 佐藤 誠吾
委員 佐藤 誠吾



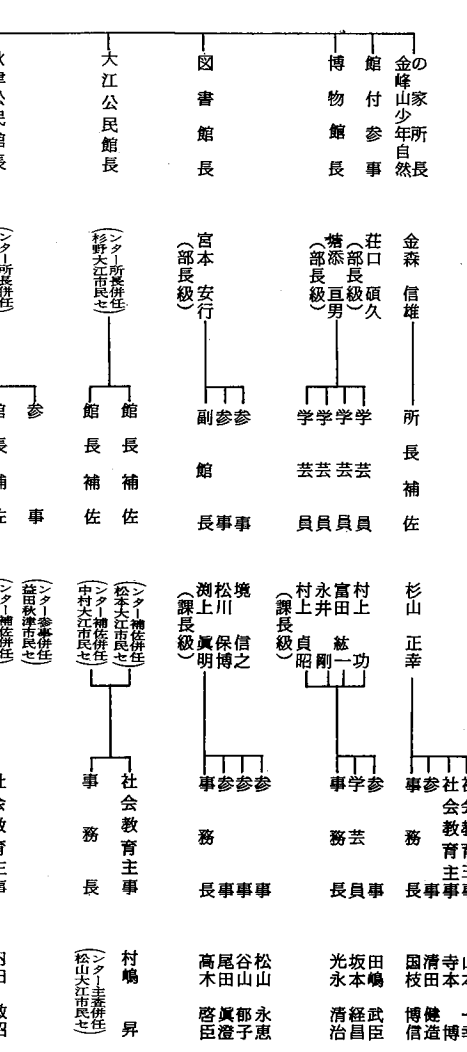
農業委員会
委員長 37人
委員 佐藤 誠吾
委員 佐藤 誠吾



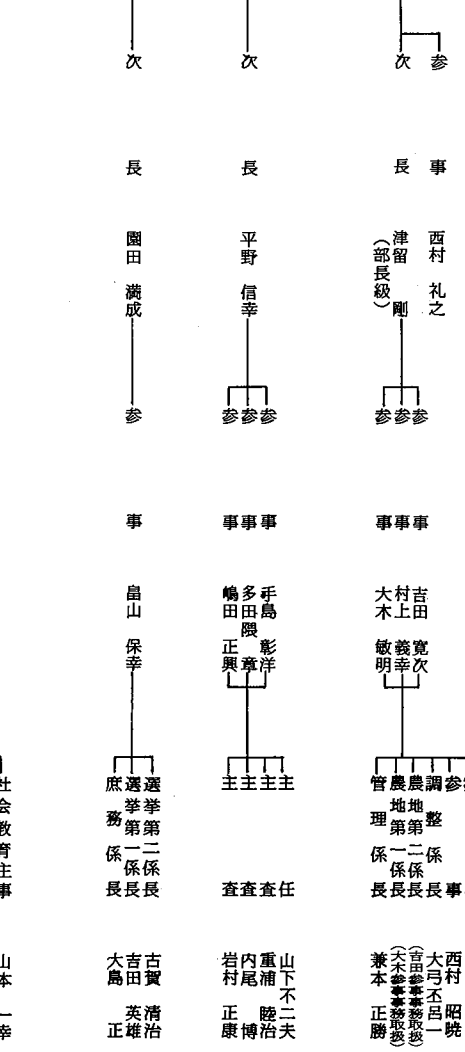
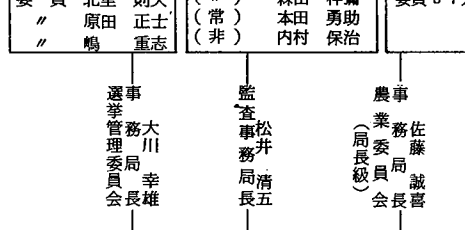
公平委員会
委員長 坂本 安平
委員 松田 健彰
委員 松田 健彰



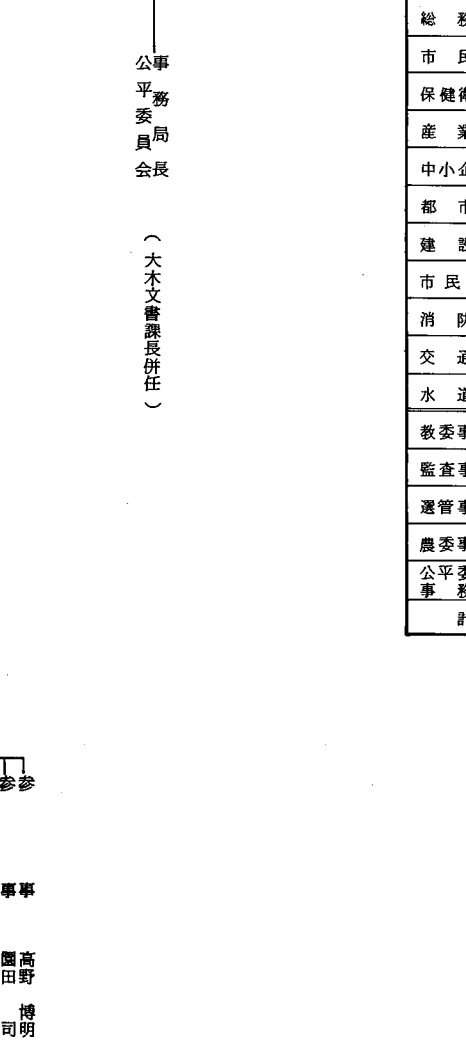
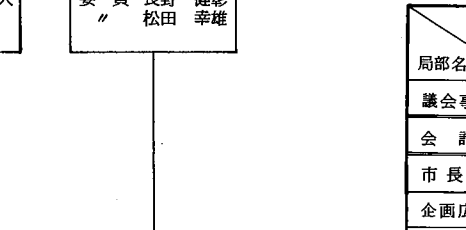
選挙管理委員会
委員長 敬夫 大川 幸雄
委員 田中 北里 正士 重志
委員 原田 正士 重志



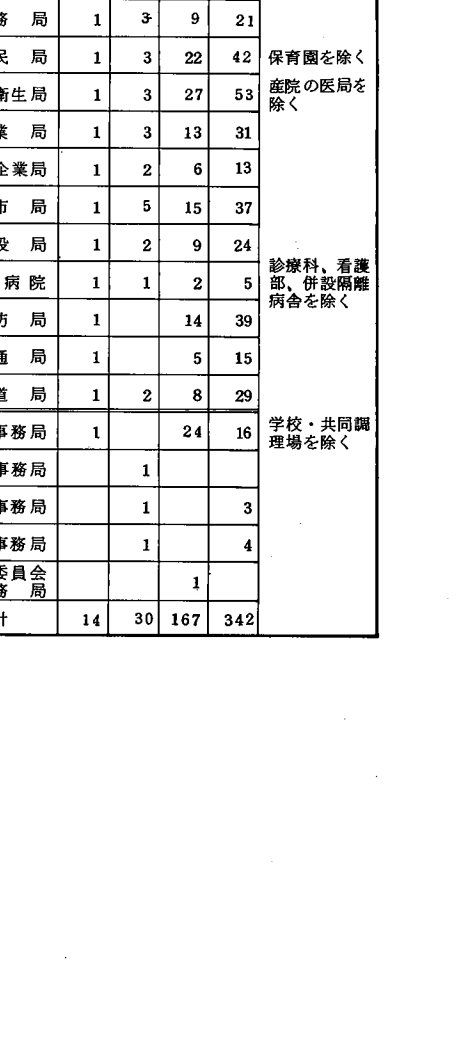
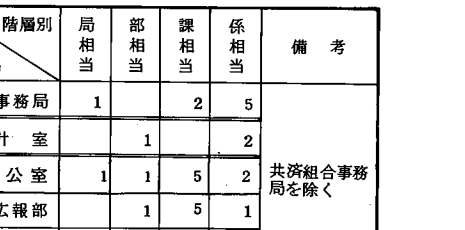
監査委員 大石 森田 内村
委員 佐藤 誠吾
委員 佐藤 誠吾



農業委員会
委員長 37人
委員 佐藤 誠吾
委員 佐藤 誠吾



公平委員会
委員長 坂本 安平
委員 松田 健彰
委員 松田 健彰



階層別	局相当	部相当	課相当	係相当	備考
議会事務局	1		2	5	
会計室		1		2	
市長公室	1	1	5	2	共済組合事務 局を除く
企画広報部		1	5	1	
総務局	1	3	9	21	
市民局	1	3	22	42	保育園を除く 産院の医局を除く
保健衛生局	1	3	27	53	
産業局	1	3	13	31	
中小企業局	1	2	6	13	
都市局	1	5	15	37	
建設局	1	2	9	24	診療科、看護 部、併設隔離 病舎を除く
市民病院	1	1	2	5	
消防局	1		14	39	
交通局	1		5	15	
水道局	1	1	2	8	29
教委事務局	1		24	16	学校・共同調 理場を除く
監査事務局		1			
選挙事務局		1		3	
農委事務局		1		4	
公平委員会事務局			1		
計	14	30	167	342	

2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	11	平野 龍起	昭17. 6.25	昭20. 8.10
2	松崎 為己	" 26. 9.15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20.10. 4	" 21. 3.11
3	辛島 格	" 30. 9.13	大 2. 1.20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6.14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3.10.10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1.14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3.20	" 31. 2.23
6	佐柳 藤太	" 6.11.20	" 10.11.19	17・18	坂口 主税	" 31. 3.16	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1.19	" 14. 7.13	19・20	石坂 繁	" 38. 2.15	" 45.11.26
8	辛島 知己	" 14. 9.14	昭 4. 7. 4	21~24	星子 敏雄	" 45.12.20	" 61.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4.17	25	田尻 靖幹	" 61.12. 7	在任中
10	山隈 康	" 9. 5.14	" 17. 5.13				

3 職 員 数

(平成. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,552	3,391	128	3,519
議 会 事 務 局	26	25	0	25
選挙管理委員会事務局	22	13	2	15
監 査 事 務 局	14	13	0	13
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	911	874	0	874
公 平 委 員 会 事 務 局	5	市 長 事 務 部 局 兼 務		
消 防 局	571	563	8	571
農 業 委 員 会 事 務 局	27	19	2	21
交 通 局	582	429	39	468
水 道 局	397	366	13	379
計	6,107	5,693	192	5,885

4 給 与

(1) 局別職員給料

(平成. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	565,500円	108,500円	260,330円	38歳11月	15年 5月
議 会 事 務 局	471,600	137,500	272,504	39・ 6	15・ 8
選挙管理委員会事務局	448,900	115,900	259,800	38・ 7	16・ 6
監 査 事 務 局	442,800	176,600	299,231	42・ 8	19・ 9
教育委員会事務局	495,600	112,200	294,871	43・ 5	17・ 2
消 防 局	471,600	115,900	251,120	36・ 6	15・ 4
農 業 委 員 会 事 務 局	471,600	112,200	312,090	44・ 11	23・ 5
交 通 局	459,200	124,200	277,300	46・ 4	19・ 5
水 道 局	465,600	112,200	255,230	37・ 9	15・ 9
全 体	565,500	108,500	265,893	39・ 11	16・ 0

(2) 初任給基準

(平成4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
		正試 規 の験	上 級 中 級 初 級		級	号給	金 額
一 般 職 員 給 料 表	一 般 職	正試 規 の験	上 級		2	4	133,000円
			中 級		1	7	119,900
			初 級		1	4	108,500
		そ の 他		大 学 卒	2	4	133,000
				短 大 卒	1	7	119,900
				高 校 卒	1	4	108,500
				中 学 卒	1	2	101,800
	保 母			短 大 卒	1	7	119,900
	業 務 職			高 校 卒	1	4	108,500
				中 学 卒	1	2	101,800
	医 療 技 術 職			大 学 卒	2	4	133,000
				大 学 卒	2	4	133,000
				短 大 3 卒	1	9	128,500
				短 大 3 卒	1	9	128,500
				短 大 3 卒	1	9	128,500
				短 大 2 卒	1	8	124,200
				修士課程修了	2	6	142,400
				修士課程修了	2	6	142,400
	看 護 保 健 職			大 学 卒	2	4	133,000
				短 大 3 卒	1	9	128,500
				短 大 2 卒	1	8	124,200
消 防 員 給 料 表	消 防 職	正試 規 の験	上 級	大 学 卒	1	9	142,300
			初 級	高 校 卒	1	3	115,900
医 療 員 給 料 表	医 療 職			博士課程修了	1	8	249,500
				医 大 卒	1	1	173,200
教 育 員 給 料 表(1)	教 育 職			大 学 卒	2	1	134,600
				短 大 卒	1	3	116,500
教 育 員 給 料 表(2)	教 育 職			大 学 卒	2	4	133,900
				短 大 卒	2	1	115,800

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	967,000円	昭 64.1.1	946,000円	昭 63.4.1
助 役	753,000	"	736,000	"
収 入 役	676,000	"	661,000	"
常勤監査委員	561,000	"	548,000	"
企業管理者	573,000	"	560,000	"
教 育 長	507,600	昭 63.4.1 (一般職職員9級適用)		

区 分		現 行 報 酬 額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委員長	月額 106,000円	平元. 4. 1	103,000円	昭63. 4. 1
	委員	月額 61,000	"	60,000	"
監 査 委 員	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月額 103,000	"	100,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 54,000	昭64. 1. 1	52,000	昭63. 4. 1
公平委員会	委員長	月額 64,000	平元. 4. 1	61,000	昭63. 4. 1
	委員	月額 44,000	"	43,000	"
選挙管理委員会	委員長	月額 64,000	"	61,000	"
	委員	月額 44,000	"	43,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 7,000	昭61. 4. 1	5,000	昭54. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき9,000	平元. 4. 1	8,000	昭61. 4. 1
選挙長		1回につき9,000	"	8,000	"
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき8,000	"	7,000	"
固定資産評価審査委員会委員		日 額 7,000	昭61. 4. 1	5,000	昭54. 4. 1
農業委員会	会長	月額 64,000	平元. 4. 1	61,000	昭63. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月額 44,000	"	43,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月額 41,000	"	40,000	"
婦 人 相 談 員		月額 89,100	昭63. 4. 1	87,800	昭62. 4. 1
家 庭 相 談 員		月額 89,100	"	87,800	"
社 会 教 育 指 導 員		月額 89,100	平元. 4. 1	87,800	昭63. 4. 1
その他の非常勤の職員		予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4. 1	日額7,000円以内において市長が定める額。ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭61. 4. 1

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

（昭63. 1. 1施行）

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
号	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ っては中級の運賃	円 2,700	円 13,600	円 2,700
2	企業管理者・常 勤の監査委員・ 8級及び9級の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあっては、 その乗車に要する運 賃及び特別車両料金	2階級に区分する船 舶にあっては上級の 運賃 ただし、鉄道連絡 船にあっては鉄道運 賃と同じ	2,200	11,300	2,200
3	3級から7級ま での職務にある 者	を徴する客車を運行 するものによる旅行 をする場合には、特 別車両料金		1,900	9,900	1,900
4	1級及び2級の 職務にある者			1,600	8,200	1,600

（注）

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に歓びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向かって、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能

の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都市像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものであるので、その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

- (ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (ア) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (イ) 住居用地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既成住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ウ) 商業用地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (エ) 工業用地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (オ) 農業用地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (カ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (ア) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交通安全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社会福祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤労者福祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消費者行政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自然環境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公園緑地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上水道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下水道・排水路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市内交通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を

整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光的魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 都市圏行政

(1) 概 況

熊本市とその周辺の10町との関係は、昭和60年国勢調査によると、この10町に住む15歳以上の通勤、通学者の熊本市に流入する割合は、38.1%に達しており、また昭和58年度に実施された熊本都市圏生活行動調査によると、買い物やレジャーでも深い関係があることが明らかになるなど、最近とみに密接なものとなっている。

このように、既に一体的な生活圏を形成しており、交通問題をはじめ、上下水道、防災、廃棄物処理等多くの都市問題について、広域的な対応が求められている。現実には、熊本市が飽託郡4町から受託した広域消防、熊本市が北部町の協力を得て同町内に建設したごみの最終処分場、熊本市・北部町・菊陽町・合志町の1市3町ですめられている流域下水道等様々な分野で相互の協力による都市圏行政が推進されている。

今後さらに、熊本都市圏の一体的発展のため、相互の連携を深めて、都市問題に対する広域的な対応をすすめるなければならない。

熊本都市圏の範囲 熊本市及びこれを取り巻く10町



熊本都市圏の人口と面積

(平成4.1現在)

区分	熊本市	北部町	河内町	飽田町	天明町	富合町	菊陽町	合志町	西合志町	嘉島町	益城町	10町計	都市圏計
人口	568,824	17,717	8,695	10,338	10,390	8,437	23,693	18,698	22,275	7,288	27,885	155,416	724,240
面積	171.73	29.52	34.41	11.74	19.28	19.75	37.21	28.98	25.51	16.80	65.64	288.84	460.57

(2) 具体的対応

ア 熊本市が既に受託して実施しているもの

消防・救急業務（飽託郡4町）

し尿処理（飽田、河内、北部、嘉島、益城）

伝染病対策（飽田、天明、河内、嘉島、菊陽、合志、西合志、益城など3市17町5村）

ゴミ処理（北部、飽田、天明）

イ 熊本市が10町に設置しているもの

ゴミ埋立処分施設（北部）

上水道取水、配水施設（北部、益城、菊陽）

ウ 実施済又は推進中の施策

ふれあいの森林

小萩園、金峰山一帯の国有林野の活用を図るもので、昭和59～61年度に整備

北部流域下水道

菊陽、合志、北部町、熊本市北部地域の広域的下水道を昭和57～平成9年度（昭和63年度一部供用開始）に整備

青少年の健全育成

熊本都市圏青少年健全育成連絡会（昭和58年7月発足）による青少年問題に関する情報交換、広報活動を展開

地下水保全対策

昭和59・60年度に熊本地域地下水調査を実施し、これを受けて昭和61年度には、県及び関係市町村による連絡会議を設置

都市圏企画会議

都市圏の諸問題についての協議の場として随時開催

7 広報・広聴

(1) 広報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 23名 月1回開催

広報連絡委員（課長補佐）を置き、情報（各課の事業、行事を週報、月報など）の収集及び広報の円滑化を図っている。

委員 165名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 16～20頁

1回の印刷部数 196,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行 B 5判 30頁

1回の印刷部数 170部（郵送）

「拡大版市政だより」

毎月1日発行 B 4判 16～20頁

1回の印刷部数 30部（郵送）

弱視者向けに作成、配布

「萌」

年3回発行

1回の印刷部数 8,000部

写真による市政広報

「ヒューマンシティくまもと」

年1回発行

印刷部数 8,000部

市政の重要施策の紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKK・TV 毎週日曜日午前11時45分から5分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時30分から7時00分の間に15秒（年52回）

毎週水曜日午前10時30分から11時30分の間に15秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に15秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週火曜日午前8時30分から15秒（年52回）

毎週木曜日午後2時から15秒（年52回）

KKK・TV 毎週火曜日午後7時から15秒（年52回）

毎週木曜日午前8時30分から15秒（年52回）

毎週金曜日午後1時20分から15秒（年52回）

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

TKU・TV " "

ラジオ放送

NHKラジオ 随時「官公庁だより」に広報資料提供

RKKラジオ毎週月曜日「ダイヤルワイドきょうも元気」午前9時30分から2分間（年52回）

FM中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間（年52回）

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 60本（年12回）

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

「時事ファックスニュース」

関係課に送付し、ニュースの中で特に参考になるものは各市町村等関係先に照会・調査する

「テレホンサービス」

電話により市民ニュースのサービス（TEL 371-4894）150秒以内、5日間に1回内容入れ替え

「行事予定表作成」

月報（毎月20日発行）

週報（毎週木曜日発行）

報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 400部

日報（前日作成）・速報 市政記者室に掲示

「ビデオ広報」

庁内3カ所と市民センターで、市政番組及びお知らせを中心とした番組を1日4回放映

「広報車等の利用」

広報車（ぎんなん号）放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関（市政記者）との連絡

市長の定例記者会見及び懇談会

局長との懇談会

部課長によるレクチャー（記者説明）

資料の提供

（注） 記者クラブ加入社（12社）

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信

共同通信

(2) 広 聴

ア 広聴会

市民の市政に対する意見や要望を聴くため、地域の各層や婦人、各種団体との広聴会を開催した。

回数 7回 出席者 延268人

イ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和63年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数=53名、構成=一般公募者と各種団体推薦者

任期=1年、謝礼=記念品

○現地視察研修会 2回 10施設を見学

第1回 教育センター 明生園 西部清掃工場 健軍水源池 東部污水处理場

第2回 扇田埋立処分場 蓮台寺下水処理場 緑の相談所 総合体育館・青年会館 広域防災センター

○市政研修会 1回

市制100周年、国際交流、教育問題等市政全般についての学習

○分科会 4回(各分科会 2回ずつ)

第1分科会 テーマ「変革の時代への対応について」

第2分科会 テーマ「魅力ある都市環境の形成について」

○全体会議 1回

分科会で検討したテーマについて市へ提案報告する

○モニターアンケート調査 1回

消防を考える「安全と安心のくらしのために」

○随時通信 提出者20人、意見件数99件

ウ 市施設めぐり

年8回実施 下水処理場、清掃工場など市民生活にかかわりの深い施設を見学

一般市民及び親子を対象に実施 参加者 264人

8 総合行政情報システム

(1) 熊本市電算システム導入基本方針

ア 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、

- ① 市民サービスの向上
 - ② 行政事務の簡素・効率化
 - ③ 行政運営の近代化
- を図る。

イ システムの概要

- ① 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンライン・システムとして運用する。
- ② データ・ベース・システムを基本構造とする。
- ③ 日本語（＝漢字）情報処理システムを採用する。

ウ 利用の方向

- ① 当面の目標 : 住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンライン・データ・ベース・システムの構築
- ② 将来の目標 : 住民情報オンライン・データ・ベース・システム、内部情報オンライン・データ・ベース・システム、地域情報オンライン・データ・ベース・システム及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンライン・データ・ベース・システムにより構成する「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。
- ③ 運用の基本 : 電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア・ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

エ 現行委託業務の自己処理移行

住民情報システムに属する業務を優先的に移行することを基本とする。

(2) 個人情報の保護

ア 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

イ 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

ウ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あ

らゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

エ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

(3) 電算システム導入までの経緯

- 56年 8 月 熊本市電子計算組織活用研究協議会設置
- 59年 7 月 熊本市電子計算組織機種選定委員会設置
- 60年 6 月 中央電子計算機を富士通M-360Rに決定
- 61年 1 月 「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」及び「同条例施行規則」を制定
- 61年 2 月 第1回「熊本市個人情報保護審議会」を開催
「熊本市電子計算組織管理運営要綱」を制定
- 61年 3 月 熊本市電子計算組織本稼動
- 61年 5 月 第1回「熊本市電子計算組織運営協議会」を開催

(4) 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 行政基本 国民健康保険（1次） 交通災害共済
昭和61年度	印鑑登録 国民年金 学校教育 選挙事務 児童手当 下水道水洗化貸付金償還 人事給与（1次）
昭和62年度	市・県民税 軽自動車税 税収納管理 下水道使用料 市営住宅管理 中小企業勤労者福祉共済 人事給与（2次）
昭和63年度	法人市民税 固定資産税 生活保護 保育所管理 障害福祉事務 老人福祉事務 母子医療事務 下水道受益者負担金 貸付統合
平成元年度	国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 財務情報（1次）

9 国 際 交 流

本市は、国際化の進展する中、友好都市中華人民共和国桂林市・姉妹都市アメリカ合衆国サンアントニオ市並びに20数年来にわたり友好関係を深めているドイツ連邦共和国ハイデルベルク市との相互交流を促進し、市民間の相互理解と友好親善を進めている。

さらに、市制100周年に向け、地方自治体の果す役割と責任の自覚のもとに世界各国との友好親善を積極的に進めている。

市制100周年にあたる本年は、上記3都市から3市長はじめ芸術団一行を招へいし、国際色豊かな記念式典を開催するとともに、本市の国際化をさらに推進していくこととしている。

(1) 中華人民共和国桂林市

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立って、両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野にわたる交流と協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行了。

以来、両市の友好交流は、昭和62年の田尻熊本市長並びに鄭義桂林市長の会談を機に、新たな観点から展開され、昭和63年の両市婦人の相互交流、また同年秋には、全国の友好事業で初めての試みとなった農業技術展覧会を桂林市で開催し、桂林市ははじめ中国全土から大きな反響を呼び両市両国の相互理解を大きく推進させた。

市制施行100周年並びに両市友好都市締結10周年である本年は、中国の三大珍獣の一つである金絲猴の九州初公開や秋の記念式典への桂林市長並びに芸術団一行の招へいなど予定され、両市の友好関係は年毎に緊密の度を加えている。

最近の主な交流

昭和63年 6月	桂林市婦人友好代表団の来熊
7月	金絲猴借展協定調印団の来熊 熊本市小中学校絵画友好訪問団の訪桂 熊本市高校生桂林友好訪問団の訪桂
9月	桂林市医療研修生の受入れ 熊本市婦人友好訪問団の訪桂
11月	熊本市民友好の翼の訪中 熊本市友好訪問団の訪桂 熊本市農業技術展覧会の桂林市での開催
平成元年 4月	桂林市派遣留学生の来熊 金絲猴先遣団の来熊

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の北東部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約30余万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。市内の面積は54平方キロメートルで、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19℃と温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

（2）アメリカ合衆国サンアントニオ市

熊本市とサンアントニオ市は、交通の基盤に立ち、将来への飛躍と発展を期している都市として、昭和62年12月28日、姉妹都市締結し、以来、教育・文化・経済・技術等の各分野における交流を図るため、積極的な各種交流事業に着手したところである。

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州にある92万の人口とアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、同年9月に市議会、市執行部からなる代表団を同市へ派遣。また、サンアントニオ市より本市の視察のため訪問団来熊し、両市の姉妹都市について具体的協議を行った。

そして同年12月28日、ヘンリー・スネロスサンアントニオ市長を本市に迎え姉妹都市締結の調印式を執り行うとともに、両市長により14項目に亘る今後の交流事業について合意をし、現在民間レベルへとその友好の輪は広がっている

主な交流状況

昭和62年12月	サンアントニオ市長一行の来熊により両市姉妹都市締結調印式 田尻熊本市長一行サンアントニオ市訪問
63年4月	衛星生中継された姉妹都市再調印式 RKK-KENS-TV姉妹局調印式
63年5月	サンアントニオ市国際交流関係部長の来熊 熊本市民友好の翼（約300名）派遣
8月	熊本市少年野球サンアントニオ市親善訪問団の派遣 姉妹ライオンズクラブ調印式

昭和63年 8 月	サンアントニオ市より英語教師来熊
12月	国際電車「サンアントニオ号」命名式 ニホンザル・ニホンキジをサンアントニオ動物園へ贈呈
平成元年 4 月	シスネロス市長一行並びに経済交流訪問団一行の来熊 両市商工会議所姉妹関係締結
5 月	サンアントニオ市における日本庭園「熊本園」落成式 サンアントニオ日米協会会長の来熊
6 月	サンアントニオ動物園より贈呈された雪豹の一般公開

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口90万を擁する全米第9位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。1982年にはレーガン大統領から、「オールアメリカンシティ」の称号を与えられたが、これは現在のサンアントニオ市を高く評価したものである。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光都市であり、特に有名なのは、テキサス独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。又、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、静かな散歩道「リバーウォーク」は、緑と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、ヘンリーゴンザレスコンベンションセンターは、約7haの敷地に2万5千人を収容し、サンアントニオ市は国際会議都市としても着実な発展をとげている。

(3) ハイデルベルク市

熊本市とハイデルベルク市とは、20数年来の交流を重ねている。

ツンデル・ハイデルベルク市長の来熊、57年8月の両市市旗の交換、更に58年7月のツンデル市長を迎えての熊本市民の手によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演は、両市間の友好の絆を一段と強固なものにした。

更に、61年2月にはハイデルベルク大学創立600周年を記念して開催された日本週間「熊本の日」参加のため、多くの熊本市民がハイデルベルク市を訪れ、ツンデル市長との桜の苗木の記念植樹や古武道、能など日本の伝統文化を披露、ハイデルベルク市民に深い感銘を与え、同年9月にはツンデル市長一行14名がグリーンビックを参観した。

また、市制施行100周年に当たる本年は、4月にツンデル市長並びに伝統舞踊団一行を記念式典に招へいするとともに、両市の友好関係をさらに促進するため、ハイデルベルク市へ訪問調査団を派遣した。

今後とも経済、文化等の各分野にわたって両市の交流を進め、両市市民の友好親善と相互理解を深めていく。

主な交流状況

昭和55年11月	ツンデル・ハイデルベルク市長の来熊
57年 8 月	ハイデルベルク市管弦五重奏団の火の国まつり参加
58年 6 月	交流事業促進のためのハイデルベルク市訪問団を派遣
7 月	ミュージカル「アルト・ハイデルベルク」鑑賞等のためツンデル市長来熊
10月	熊本市経済訪問団の派遣
59年 7 月	熊本ユースオーケストラのハイデルベルクお城まつり参加

昭和61年 2月 熊本市ハイデルベルク市友好訪問団の派遣

9月 ツンデル市長及びハイデルベルク市民一行の「グリーンピック'86」への参加

平成元年 4月 熊本市ハイデルベルク市友好訪問調査団の派遣

ハイデルベルク市の概要

バーデン＝ヴュルテンベルク州ノルトバーデン県に位置し、昔のおもかげをとどめた古城と大学のまち。人口約13万人。

ネッカー川とライン川の合流点に近く、標高116メートル、温和な気候に恵まれ、ドイツ最古の大学を通じて知的な雰囲気がみなぎるドイツで最も美しい都市のひとつである。

10 婦 人 行 政

男女平等、個人の尊厳をうたっている憲法の規定に基づき、社会や家庭をはじめとしたあらゆる分野に女性も男性も自分の意思で選択し、主体的に参加し協力することによって豊かで平和な社会を築くことが必要である。しかしながら「男は仕事、女は家庭」という性による固定的役割分担意識などの女性問題は、長い歴史の中で形づくられ、人々の意識、実生活そして社会のしくみに今なお内在する課題であり、女性問題解決に向けては、市民と行政が一体となった粘り強い取り組みが必要である。

婦人行政を効果的により具体的に進めていくために、「くまもと女性プラン（仮称）」を策定し、施策の推進にあたっては、関係各部署が連携を密にしながら、全庁的な取り組みを計っていく。

（1）女性に係わる施策の推進

ア 熊本市女性問題懇話会の運営

女性問題の総合的な計画の策定について提言を行う。

委 員 15名

開催回数 6回

イ 熊本市女性問題行政推進委員会の運営

「くまもと女性プラン（仮称）」の具体的取り組み及び問題解決推進に資するための相互に連絡調整し、円滑な運営を図る。

委 員 16名

開催回数 随時

ウ 女性に関する生活実態調査（平成元年実施）

熊本市の婦人行政の指針となる「くまもと女性プラン（仮称）」の策定に向け、女性施策の課題と展望を明確化するための資料とする

対象 20歳以上の女性 1,100人

回収率 67.0%

エ 審議会、委員会等への女性の登用の推進

庁内における審議会、委員会等へ女性の登用を積極的に働きかける

目 標 率 20%（63年度 12.6%）

(2) 啓発事業

ア 女性フォーラムの開催

人間としての生き方について考える「女性フォーラム」を開催し、女性問題についての市民意識の高揚を図ることを目的として講演会、パネルディスカッション等を実施する。

イ 婦人週間記念事業

4月10日から1週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上を図るための事業が全国的に展開される。本県では、国・県・市合同企画により開催。(63年度はシンポジウム、トークライブを実施)

ウ 資料図書の充実

女性問題への関心を図るため関係資料図書を貸出す。(現有冊数約500冊)

エ 啓発誌の発行

女性問題への関心を高めるとともに、地域やグループの諸活動が円滑に行われるための情報提供を内容とした啓発誌「はあもにい」を発行する。年2回 3,000部(9月、3月発行)

(3) 女性グループ活動の促進

女性の声を市政に反映させるとともに、女性自身の意欲と能力向上を目的として、女性グループの育成を図る。

ア 自主グループ登録制度の推進

スポーツ、ボランティア、コーラス、学習などで自主活動しているグループ間との交流を深め、情報交換しながら連携の輪を広めることを目的としてグループ登録を呼びかけている。

登録グループ数 76グループ(平成元年4月現在)

イ 女性問題に関する研修会への派遣

一人ひとりの生活をより充実させるため、女性問題を自らの問題としてとらえ、その解決と正しい理解を促進することを目的として女性問題に関する学習会へ講師を派遣する。

(4) 総合婦人会館・カルチャーセンター(仮称)等建設

女性が自由に交流し、その能力を最大限に発揮し、健康的な日常生活を確立していくための拠点施設としての総合婦人会館機能と豊かな市民文化創造と発展を目指し、市民が繰り広げる日常的芸術活動の中核施設としてのカルチャーセンター機能を一体化した複合施設として平成2年春オープン予定

建設地 黒髪3丁目71番1

敷地面積 5,261㎡

延床面積 5,377.77㎡ 4階建(一部5階)

(5) 女性の国際交流の推進事業

女性の国際的視野を広めるとともに両国両市の友好親善と相互理解を図ることを目的として姉妹都市サンアントニオ市へ派遣する。

熊本市女性の派遣事業

平成元年度 サンアントニオ市 10名派遣予定

11 市 民 相 談

市民相談窓口は、行政サービスの向上を図るため、市民から数多くの要望・苦情などに迅速な対応で処理を行っている。

相談内容は、環境整備などの行政に関する一般相談と税務、法律などの民事に関する特別相談を行っている。

(1) 一般相談の受付・処理状況

(昭和63年度)

区 分 項 目		受 付						処 理				
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
1 企画広報	企 画											
	水 質 源											
	そ の 他											
	合 計											
2 総務	職員の接遇・服務	3					3	3				3
	市有財産	1					1	1				1
	税 務		1		1		2	1	1			2
	そ の 他											
	合 計	4	1		1		6	5	1			6
3 市民	地域振興					1	1	1				1
	交通安全対策	1	1	2			4	2			2	4
	戸籍・住民票・印鑑登録											
	保険	1	1				2			1	1	2
	年金											
	福祉		1	1	2	2	6	2	1		3	6
	防犯			1		1	2	1			1	2
	そ の 他											
	合 計	2	3	4	2	4	15	6	1	1	7	15
4 衛生	衛 生	草 刈 り	8	48	6	14	18	94	93		1	94
		動物管理	2	9	1		2	14	13	1		14
		そ 族 昆 虫	5	10	1		2	18	16		1	18
		保健予防	1				1	1				1
		そ の 他	1	1			1	3	1	1	1	3
	小 計		17	68	8	14	23	130	124	2	1	130
	環 境	環境保護										
		水質汚濁										
		悪臭		4	1		1	6	3		1	6
		騒音・振動	1	3			4	8	5		3	8
		大気汚染										
		緑化推進		3	1	3	1	8	6	1	1	8
		そ の 他	2	3		4	4	13	7		1	13
	小 計		3	13	2	7	10	35	21	1	2	35
	清 掃	ごみ収集	1	4			2	7	5	1		7
		不法投棄	1			1	2	4	1	1		4
		簡易浄化槽		1				1	1			1
		汲 取 り										
		そ の 他	2	3			1	6	4	1	1	6
		小 計	4	8		1	5	18	11	3		18
	合 計		24	89	10	22	38	183	156	6	3	183

総務

項	目	受 付						処 理				
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	でき	その他	計
5	産 業 政 策											
	観 光	3					3	3				3
	農 林 水 産	1	2	1	1		5	4			1	5
	中 小 企 業											
	用 水	浚 渫	1	2	4		1	8	8			8
		修 理					1	1	1			1
		改 良			1		1		1			1
		蓋		1	5	3	1	10	1	5	2	10
		暗 渠										
		工 事 に 付 随			2		2	2				2
6	路	そ の 他			4		4	2		2		4
		小 計	1	3	12	7	3	26	14	6	4	26
		そ の 他			1		1		1			1
		合 計	5	5	13	9	3	35	21	7	4	35
都 市 建 設	道 路	舗 装 新 設	1	2	2	2	1	8	5	3		8
		舗 装 修 理	24	45	3	19	12	103	98	3	2	103
		砂 利 道 修 理	1	3	1		2	7	6		1	7
		路 側 修 理	2	2	1		1	6	6			6
		改 良				4	1	5		2	1	5
		私 道 整 備					1	1	1			1
		歩 道	2	2				4	3	1		4
		防 護 柵		5	4	4		13	8	3	2	13
		反 射 鏡	3	5		1	4	13	6	1	5	13
		区 画 線		1			1	2	1	1		2
		照 明 燈	3	1	1		1	6	4	2		6
		街 路 樹	3	2				5	4		1	5
		清 掃	2	2	3	2		9	8			9
		市 道 認 定	1	2			1	4	3		1	4
	路	境 界	1	1		2	1	5	2		3	5
		占 用	3	10	1		2	16	10	2	2	16
		橋 梁										
		工 事 に 付 随	1	1	1	3	1	7	6		1	7
		そ の 他	8	10	1	6	6	31	22	3	6	31
		小 計	55	94	18	43	35	245	193	21	12	245
	道 路	浚 渫	7	7	3	5	2	24	22	2		26
		修 理		2				2	2			2
		新 設	1	2		7	2	12	7	5		12
		改 良		7		1	1	9	1	4	4	9
		蓋	1	4	2	4	3	14	10	4		14
		暗 渠		1			1	2	2			2
		工 事 に 付 随	1				1	2	2			2
		そ の 他					1	1		1		1
		小 計	10	23	5	17	11	66	46	16	4	66
	道 路	浚 渫	2	3	1		5	11	11			11
		修 理										
		改 良										
		蓋										
		暗 渠										
		工 事 に 付 随										
		そ の 他		1				1	1			1
		小 計	2	4	1		5	12	12			12

区 分		受 付						処 理				
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計
都 市	公 共 下 水 道	浚 渫		1	2		3	2	1			3
		修 理	2				2	1			1	2
		新 設		1			1	1				1
		樹	7	4		1	12	10	1	1		12
		マ ン ホ ー ル	1	4			5	4			1	5
		受 益 者 負 担 金										
		そ の 他	4	4	1	1	10	7	1		2	10
	小 計		14	13	2	4	33	25	3	1	4	33
	河 川	清 掃	1	1			2	2				2
		改 良		4		5	9	4	4		1	9
		工 事 に 付 随		1			1	1				1
		そ の 他	3	3		2	8	4	2		2	8
建 設	小 計		4	9		7	20	11	6		3	20
	都 市 開 発	開 発 行 為				2	2	1	1			2
		区 画 整 理		1			1	1				1
		公 園 ・ 広 場	5	6		5	21	15	5		1	21
		そ の 他										
	小 計		5	7		7	24	17	6		1	24
	建 築	建 築 指 導	1	3		1	7	3	1	1	2	7
		市 営 住 宅	1			2	3	1	1		1	3
		日 照 権										
		そ の 他										
	小 計		2	3		1	10	4	2	1	3	10
	建 設 ・ そ の 他					1	1				1	1
合 計		92	153	26	80	60	411	308	54	18	31	411
7	教 育	8	7		2	1	18	13	3	1	1	18
8	交 通	1		1	2	1	5	2	3			5
9	水 道	1	3	3	1	3	11	10			1	11
10	消 防					1	1	1				1
11	そ の 他 の 市 政	1	1		6	1	9	2	2		5	9
12 市 政 以 外	国	2	2				4	3			1	4
	県	6	5	2	5	4	22	16	2	1	3	22
	外 部 機 関 や 団 体			1	2		3	1	1		1	3
	そ の 他	11	18		8	14	51	17	3	4	27	51
合 計		19	25	3	15	18	80	37	6	5	32	80
総 計		157	287	60	140	130	774	561	83	32	98	774

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受 付					
累 計	433	98	232	11	774

(2) 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担 当	相 談 内 容	相 談 件 数				
				59	60	61	62	63
税 務 相 談	㊸ 13:00～16:00	税 理 士	所得税・相続税・贈与税など	227	262	216	183	273
人 権 相 談	㊸ 13:00～16:00	人 権 擁 護 委 員	名誉の侵害・家庭問題など	278	271	265	323	326
登 記 相 談	㊸ 13:00～16:00	司 法 書 士	相続・土地・建物登記など	441	456	347	387	407
法 律 相 談	㊸・㊸ 13:00～16:00	弁 護 士	民事・法的解釈を必要とするものなど	791	755	808	720	709
サラ金 苦 情 相 談	㊸～㊸ 9:00～16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	1,352	944	804	730	651
建 築 相 談	第3㊸ 9:00～12:00	市 職 員	建築及び関係事項についての ことなど	20	20	16	12	2

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から電話により、婦人生活課市民相談室で受付

12 消費者行政

本市の消費税行政は、「消費者意識の高揚」、「情報の収集提供」、「消費者の組織化と活動の助長」、「消費者保護行政の推進」を4本の柱として、市民の消費生活の安定向上を目標に、各事業を通じて、消費者保護を推進する。

事業内容

消費者セミナー (春季)	消費生活に関する基礎的な知識の習得 1期(3カ月)を12講座で構成
消費者セミナー (秋季)	消費生活に関する基礎的な知識の習得。1期(3カ月)を12講座で構成
地域消費生活講座	多発する訪問販売やクレジットにからんだ消費者トラブルを未然に防ぐため地域住民を対象として中央公民館をはじめ各市民センターにおいて全10回開催
消費生活移動講座	地域住民に対する情報提供、消費者学習、消費生活相談などの啓発活動を効果的に推進する
消費生活指導巡回車	消費者に対する情報提供、消費生活相談など消費者啓発を総合的に推進し、消費者意識の地域浸透をはかるため地域を巡回、指導する
消費生活展	消費者が正しい商品知識と自主的な消費行動をもって、かしこい豊かな暮らしを築くことを目的とし、契約・安全性・物価問題等について、消費税参加によるパネル、商品展示等を行う
小学生向啓発資料作成	小学5・6年を対象に、学校教育において消費生活に関する知識を身につけてもらう目的で、家庭科の参考資料「かしこい暮らし」を作成
高校生対象啓発事業	販売方法や契約にからんだ消費者トラブルは、若者、特に理解力に乏しい学生や未成年者を対象としたものも少なくない。そこで、未然防止のため市内高校生を対象に講座と啓発用資料を作成し配布した(昭和63年度)
消費生活相談処理体制の強化	消費生活相談窓口の充実 消費者センターでは、迅速適切な相談処理を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる 消費生活相談員の配置 消費生活相談業務に通じ苦情処理等の業務に的確な人を市長が委嘱し、相談の受付と処理にあたる
消費物質の情報の収集並びに提供	毎月、市内の第1種及び第2種大規模小売店、一般小売店50店を対象に生鮮食料品、生活関連物質35品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表することにより、市民への情報の提供に努める
消費者月間 消費者の日記念事業	昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から「消費者の日」、昭和63年からは制定20周年として毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者、業界、行政にする記念事業を行う

13 水 資 源 対 策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概 要

限りある貴重な水資源である地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年4月）し、さらに熊本市地下水保全対策協議会を設置（昭和61年9月）し、積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

- 地下水採取量の把握
- 節水、再利用等による水利用の合理化の推進
- 地下水汚染調査による汚染状況の把握と監視
- 地下水位等の観測による地下水の変化の把握
- 水の週間等での啓発活動の実施

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況（推計値）

年 度		58	59	60	61	62
上水道用	井戸本数(本)	70	70	69	69	70
	一日平均採取量(㎡)	216,802	218,497	218,119	220,169	221,099
	年間採取量(㎡)	79,349,454	79,751,515	79,613,553	80,361,619	80,922,200
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,460	1,467	1,455	1,471	1,426
	一日平均採取量(㎡)	47,134	48,914	48,522	43,373	45,369
	年間採取量(㎡)	17,251,207	17,853,506	17,710,442	15,831,075	16,605,043
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,468	1,450	1,456	1,438	1,353
	一日平均採取量(㎡)	118,277	120,122	105,841	90,159	87,549
	年間採取量(㎡)	43,289,381	43,844,459	38,631,981	32,908,085	32,043,105
合 計	井戸本数(本)	2,998	2,987	2,980	2,978	2,849
	一日平均採取量(㎡)	382,213	387,533	372,482	353,701	354,017
	年間採取量(㎡)	139,890,042	141,449,480	135,955,976	129,100,779	129,570,348

14 職 員 研 修

(昭和63年度)

(1) 研修受講人員

区 分	自主研修	職場研修	研修所研修	派遣研修	合 計
延 人 員	318	1,388	3,381	402	5,489

(2) 自主研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
通 信 教 育	全 職 員	2 回	人 員 251 (修了者)	日 数 2～10 カ月	月 期 1～12	教養コース、階層別コースほか 実施校……産業能率大学、日本経営協会ほか
職 員 提 案	全 職 員	—	件 14	—	4～3	本市の事務事業に関する職員の提案を奨励することにより、市政に対する職員の参加意識の高揚を図る。
社 内 誌 編 集 実 務 研 修	研修くまもと 編 集 員	3	6	3	6.11.2	派遣先……日本経営協会 研修くまもと編集員の能力向上
英 会 話 研 修	全 職 員	1	40		10～1	今後益々盛んになるであろう国際交流に対処するとともに、自己啓発研修の一環として行う。 講師……部外講師
中 国 語 研 修	全 職 員	1	7		10～3	同 上

(3) 職場研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
保 育 所 研 修	保 母	6 回	人 員 1,112	日 数 1～5	月 期 4～3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る。(派遣研修含む) 講師……部外講師
保 健 婦 研 修	保 健 婦	6	270	1	4～12	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る。 講師……部外講師
用 地 研 修	全 職 員	2	4	5	7～11	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上を図る。(派遣研修含む)
電 気 技 術 研 修	電 気 技 術 職	1	2	2	11	電気設備の保全管理について(派遣研修) 電気技術者実務研修会(部内講師) 派遣先……九州電気協会

(4) 研修所研修

研 修 名			対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
基 本 研 修	新規採用 職員研修	前期 採用	一 般 行 政 職	回 1	人 119	日 25	月 4	対象 268人 公務員としての自覚と意識の確立を図り、職 務遂行に必要な実務の基礎知識の習得と、職 場への適応力、市職員としての心構えを養成 する。 特に接遇（礼儀）の向上、自主自立（律）精 神の涵養、心身の鍛錬に重点を置くとともに 常に問題意識を持って自ら行動する職員を育 成する。 講師……主に部内講師
			技 能 労 務 職 (男)	1	37	25	4	
			保母・技能労務職(女)	1	14	25	4	
			助 産 婦 ・ 看 護 婦	1	27	17	5	
		後採 期用	一 般 行 政 職	1	46	25	10	
			技能労務職・消防職	1	25	25	10	
		フ ィ ー ド バ ッ ク 研 修	新採全員、但し消防 職は除く	2	258	3	9.3	条件付採用期間が終わる半年目に再度初心に 帰る為、問題解決技法を取り入れ研修を行う。
	事務員・技術員 研 修	主 事 補 技 師 補	主 事 補	1	52	h 15 h 30	10～2	公務に不可欠な各法について学び、その意義・ 基礎原理の正しい理解を図るとともに、吏 員としての業務に必要な知識及び判断力を養 う。 (行政法、地方自治法、民法、地方公務員法、 法制執務の内2科目を選択)
			技 師 補					
	業 務 職 員 研 修	業 務 職 員	業 務 職 員	2	60	2	2～3	市職員としての基本的知識を再認識し、公務 員としての意識の高揚を図る。
	初級吏員研修	主 技 師	主 技 師	2	64	4	6～7	担当する職務を遂行するために必要な法の解 釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに、 市行政の現状と将来を認識する。 講師……部内講師及び部外講師
	中堅吏員研修	主 技 師	主 技 師	5	180	5	7～9	中堅吏員としての市行政のあり方と、今後の 方向についての主体的な考え方を確立すると ともに、高度な知識と応用力、判断力、表現 力を養う。 講師……部内講師及び部外講師（組織能力開 発センター）
	行政課題研修	主 技 師	主 技 師	1	23		7～10	問題解決基礎能力の養成・地方自治の身近な 問題を研究討議・長期研修。
	作業掛長及び 主任研修	作業掛長及び主任	作業掛長及び主任	2	71	2	2	掛長・主任として必要な知識及び技能を修得 することにより、職務遂行能力の向上を図る。
	係 長 研 修	新 任 係 長 職	新 任 係 長 職	3	115	5	6～7	新任監督者としての職務、役割を遂行するた めに必要な知識、技能及び原理原則の習得を 図る。 講師……部内講師及び部外講師
	課長補佐研修	新 任 補 佐 職	新 任 補 佐 職	5	140	3	10～11	課長の職務、役割を補助代行する補佐として の職務を遂行するために必要な知識、技能を 習得する。 講師……部外講師
	課 長 研 修	新 任 課 長 職	新 任 課 長 職	3	118	3	10	行政における組織の合理的、能率的な管理の 知識・技術を習得させ、管理者の人格及び実 践的管理能力の行政運営における重要性を理 解させる。 講師……部外講師
	部 長 研 修	部 長 職	部 長 職	1	55	1	11	地方行政の企画決定及び運営に直接携わるト ップマネジメント層に要請される高度な行 政能力と時代に即応した行政感覚を養成する。

研 修 名		対 象	回 数	人 員	日 数	実 施 期	内 容
実 務 研 修	接 遇 研 修	全 職 員	40 回	1,485 人	1 日	6 月 6～8	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えとともに、応対のあり方について習得する。 講師……部外講師（日本経営協会）
	文 書 事 務 研 修	全 職 員	1	47	3	8	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う。 講師……部内講師及び部外講師
	行 政 法 研 修	全 職 員	1	23	h 30	10～12	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う。 講師……熊大教授
	地方自治法研修 「憲法と地方自治」	全 職 員	1	32	h 15	12	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る。 講師……熊大教授
	地方公務員法研修	全 職 員	1	32	h 15	11	地方公務員法の理念・性格及び具体的内容を現行公務員制度の関連において理解することにより、地方自治の本旨実現のために果たすべき役割の自覚を促す。 講師……部内講師
	法 制 執 務 研 修	全 職 員	1	24	h 15	11	法制定に必要な基本的知識と条例・規則等の制定・改廃についての実務知識及び実務能力を身につけた職員の育成を図る。
	民 法 研 修	全 職 員	1	25	h 30	2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う。 講師……熊本商大助教授
内 部 講 師 養 成 研 修	J S T 指導者養成研修 (標準課程)	研修所が指定したものの	1	3	11	10	派遣先……日本経営協会 「J S T 指導者養成課程」
	接 遇 指 導 者 養 成 研 修	研修所が指名したものの	1	2	3	6. 9	派遣先……公務研修協議会
そ の 他 の 研 修	フ ァ ミ リ ー ト レ ー ニ ン グ	全 職 員	1	32	3	8	課（組織＝ファミリー）を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する。 講師……部外講師（組織能力開発センター）
	職 員 講 演 会	全 職 員	2	500	h 2	8. 2	「活力ある都市経営をめざして」影山裕子氏 「歴史に学ぶ」村松 剛氏
	実 務 導 入 研 修	旧 国 鉄 清 算 員 事 業 団 員	1	30	9	8	市職員としての基本的な心構えや態度を習得させると同時に本市が抱えている課題や実情を学ばせ、職場に対する不安を解消させる。
	実 務 研 修 生 フ ォ ロ ー 研 修		1	30	1	12	実務研修生としての各職場での生活を振り返って再度自分自身を見つめることにより公務員としての自覚を促す。

(5) 派遣研修

研 修 名	場 所	人 員	期 間
海 外 派 遣 研 修	西ドイツ、スイス、フランス、イギリス、デンマーク、スペイン	4 人	15日程度
都 市 派 遣 研 修	(1) 大阪市、京都市ほか	20	3 日
	(2) 大阪市、広島市ほか	25	3 日
	(3) 吹田市ほか	19	2～3 日
	(4) 寝屋川市ほか	5	3 日
自 治 大 学 校 (2 部)	東 京 都	2	3 カ月
市 町 村 ア カ デ ミ ー	千 葉 市	18	5～15日
本 省 派 遣 研 修	厚 生 省、自 治 省 全 国 市 長 会 ほ か	5	1～2年間
大 学 研 究 生	熊本大学医学部・教育学部	3	1 年間
民 間 企 業 派 遣 研 修	新 規 採 用 職 員	77	3 日～4 日
各 課 派 遣 研 修	東 京 都 ほ か	164	2 日～31日
そ の 他 の 派 遣 研 修	東京（行政セミナー）	1	3 日
	熊本（熊日経営セミナー）	59	2 h

15 選 挙

(1) 永久選挙名簿登録者数

(昭63.9.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	碩台小学校	1,239	1,712	2,951
	102	信愛女学院幼稚園	989	1,524	2,513
	103	桜山中学校	3,004	2,579	5,583
	104	黒髪小学校	1,619	1,716	3,335
	105	市立高校	1,506	1,866	3,372
	106	弓削小学校	1,232	1,398	2,630
	107	龍田小学校	3,875	4,377	8,252
	108	武蔵小学校	1,925	2,180	4,105
	109	楠小学校	1,986	2,311	4,297
	110	麻生田小学校	2,354	2,776	5,130
	111	城北小学校	2,701	1,633	4,334
	112	八景水谷公民館	1,381	1,668	3,049
	113	清水小学校	2,201	2,680	4,881
	114	亀井公民館	1,288	1,557	2,845
	115	高平台小学校	2,984	3,518	6,502
	116	銀杏学園短期大学	1,450	1,675	3,125
	117	京陵中学校	1,273	1,683	2,956
	118	壺川小学校	1,818	2,385	4,203
	119	京町台保育園	858	1,121	1,979
	120	池田小学校	3,135	3,173	6,308
	121	一新幼稚園	721	1,074	1,795
	122	一新小学校	1,890	2,481	4,371
	123	横手保育園	625	817	1,442
	124	慶徳小学校	733	1,089	1,822
	125	熊本市役所	1,193	1,643	2,836
	126	白川小学校	1,389	1,820	3,209
	127	鎮西高校	1,216	1,613	2,829
	128	大江小学校	1,946	2,090	4,036
	129	九州学院	1,314	1,820	3,134
	130	託麻北小学校	1,931	2,135	4,066
	131	託麻東小学校	3,848	4,259	8,107
	132	託麻西小学校	3,398	3,608	7,006
	133	日赤健康管理センター体育館	1,397	1,542	2,939
	134	清水北老人憩の家	927	1,097	2,024
	135	上熊本老人憩の家	635	792	1,427
	136	託麻市民センター	1,016	1,082	2,098
	137	楡木小学校	1,813	2,154	3,967
	138	託麻南小学校	1,340	1,438	2,778
		小計	66,150	76,086	142,236
2	201	五福小学校	874	1,271	2,145
	202	花園公民館	1,695	2,130	3,825
	203	花園小学校	2,773	3,212	5,985
	204	岳林寺	1,561	1,860	3,421
	205	城西小学校	2,963	3,559	6,522
	206	春日小学校	1,957	2,363	4,320
	207	春日保育園	840	1,137	1,977
	208	古町小学校	1,496	1,983	3,479
	209	三陽自動車学校	2,278	2,850	5,128
	210	白坪小学校	1,876	2,148	4,024
	211	池上小学校	1,964	2,306	4,270
	212	城山小学校	2,437	2,778	5,215
	213	松尾東小学校	362	413	775
	214	松尾西小学校	565	631	1,196

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	215	松尾北公民館	110	124	234
	216	小島小學校	1,091	1,253	2,344
	217	有明保育園	271	283	554
	218	中島小學校	720	861	1,581
	219	二番公民館	832	938	1,770
	220	城南中學校	1,906	2,957	4,863
	221	川尻小學校	1,710	2,103	3,813
	222	力合小學校	2,096	2,277	4,373
	223	日吉小學校	3,199	3,720	6,919
	224	森下保育園	1,098	1,240	2,338
	225	向山小學校	1,728	2,136	3,864
	226	世安公民館	1,322	1,570	2,892
	227	本荘小學校	1,365	1,842	3,207
	228	春竹小學校	2,482	3,190	5,672
	229	事業内高等職業訓練校	1,707	1,978	3,685
	230	託麻中學校	2,631	2,993	5,624
	231	田迎南小學校	2,049	2,317	4,366
	232	御幸小學校	2,807	3,288	6,095
	233	薄場団地集会場	1,002	1,163	2,165
	234	城南小學校	796	850	1,646
	235	高橋小學校	706	835	1,541
		小計	55,269	66,559	121,828
3	301	西原小學校	3,233	3,250	6,483
	302	西原公民館	1,024	1,178	2,202
	303	菊水学園	1,677	1,766	3,443
	304	託麻原小學校	3,023	3,307	6,330
	305	東水前寺公民館	2,131	2,650	4,781
	306	常山中學校	1,829	2,036	3,865
	307	常山小學校	2,704	3,281	5,985
	308	常山校区第6町内公民館	1,637	1,862	3,499
	309	京塚公民館	1,139	1,396	2,535
	310	尾ノ上小學校	3,317	3,703	7,020
	311	山ノ内小學校	3,200	3,550	6,750
	312	東町小學校	1,981	1,953	3,934
	313	桜木小學校	3,003	3,424	6,427
	314	秋津第2公民館	1,564	1,801	3,365
	315	東野中學校	1,684	1,894	3,578
	316	若葉小學校	2,186	2,593	4,779
	317	泉ヶ丘小學校	1,410	1,710	3,120
	318	泉ヶ丘公民館	1,396	1,809	3,205
	319	健軍小學校	2,074	2,304	4,378
	320	湖東中學校	1,838	2,260	4,098
	321	砂取小學校	2,179	2,867	5,046
	322	熊本県庁	780	990	1,770
	323	画図中央公民館	1,716	1,969	3,685
	324	江津湖団地第2集会所	1,613	1,928	3,541
	325	出水小學校	1,921	2,619	4,540
	326	覚法寺	1,164	1,572	2,736
	327	出水中學校	2,416	2,765	5,181
	328	白山小學校	2,405	2,795	5,200
	329	白山保育園	710	915	1,625
	330	月出小學校	3,345	3,419	6,764
	331	健軍東小學校	2,364	2,587	4,951
	332	出水南中學校	1,314	1,550	2,864
		小計	63,977	73,703	137,680
合	計	185,396	216,348	401,744	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区 分	昭46. 4.25	昭50. 4.27	昭54. 4.22	昭58. 4.24	昭62. 4.26
有 権 者 総 数	301,864	318,169	340,548	362,884	384,110
投 票 者 数	219,808	229,076	243,010	248,675	255,361
投 票 率 (%)	72.82	72.00	71.36	68.53	66.48
立 候 補 者 数	89	68	64	64	68
定 数	52	52	52	52	52
最 高 得 票 数	4,661	5,618	6,498	6,762	8,645
当 選 者 最 低 得 票 数	2,438	2,700	3,206	2,754	3,195
立 候 補 者 最 高 年 齢	66	68	80	84	73
〃 最 低 年 齢	26	27	30	27	29

総務

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開 票 区	第 1	第 2	第 3	全 体
衆議院議員総選挙 (昭58.12.18)	67.12	66.49	67.86	67.18
参議院議員補欠選挙 (選挙区) (昭60.10.20)	41.23	39.13	41.72	40.75
衆議院議員総選挙 (昭61. 7. 6)	69.99	69.55	70.35	69.98
参議院議員通常選挙 (選挙区) (昭61. 7. 6)	69.89	69.40	70.18	69.84
熊 本 市 長 選 挙 (昭61.11.30)	56.32	59.00	54.76	56.60
熊 本 県 知 事 選 挙 (昭62. 2. 1)	35.02	33.88	35.87	34.96
県議会議員一般選挙 (昭62. 4.12)	64.06	68.61	63.83	65.38
市議会議員一般選挙 (昭62. 4.26)	64.74	70.78	64.41	66.48
参議院議員通常選挙 (平元. 7.23)	65.90	65.27	66.94	66.07

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 会	公 明	民 社	共 産	諸 派	無 所 属	計
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	119,848	67,315	54,250	—	9,041	—	—	250,454
		最高 "	38,826	39,945	54,250	—	9,041	—	—	—
		最低 "	23,057	27,370	54,250	—	9,041	—	—	—
		得票率(%)	47.85	26.88	21.66	—	3.61	—	—	100
		候補者数	4	2	1	—	1	—	—	8
参議院議員補欠選挙 (選挙区) 定数 1		総得票数	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	155,615
		最高 "	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
		最低 "	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
		得票率(%)	46.73	14.12	—	—	4.69	—	34.46	100
		候補者数	1	1	—	—	1	—	1	4
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5		総得票数	105,802	55,693	46,019	—	8,040	1,183	48,942	265,679
		最高 "	41,862	37,612	46,019	—	8,040	1,183	30,426	—
		最低 "	24,575	18,081	46,019	—	8,040	1,183	18,516	—
		得票率(%)	39.82	20.96	17.32	—	3.03	0.45	18.42	100
		候補者数	3	2	1	—	1	1	2	10
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2		総得票数	142,298	—	—	—	13,766	—	97,453	253,517
		最高 "	89,553	—	—	—	13,766	—	97,453	—
		最低 "	52,745	—	—	—	13,766	—	97,453	—
		得票率(%)	56.13	—	—	—	5.43	—	38.44	100
		候補者数	2	—	—	—	1	—	1	4
熊本市長選挙		総得票数	204,774	—	—	—	—	12,909	—	217,683
		最高 "	107,065	—	—	—	—	12,909	—	—
		最低 "	97,709	—	—	—	—	12,909	—	—
		得票率(%)	94.07	—	—	—	—	5.93	—	100
		候補者数	2	—	—	—	—	1	—	3
熊本県知事選挙		総得票数	118,807	—	—	—	16,085	—	—	134,892
		最高 "	118,807	—	—	—	16,085	—	—	—
		最低 "	118,807	—	—	—	16,085	—	—	—
		得票率(%)	88.08	—	—	—	11.92	—	—	100
		候補者数	1	—	—	—	1	—	—	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16		総得票数	97,856	41,121	36,303	—	13,569	—	62,047	250,896
		最高 "	14,179	16,338	13,615	—	13,569	—	15,638	—
		最低 "	9,608	11,284	10,911	—	13,569	—	1,387	—
		得票率(%)	39.00	16.39	14.47	—	5.41	—	24.73	100
		候補者数	8	3	3	—	1	—	7	22
市議会議員選挙 定数 52		総得票数	84,573	35,789	33,902	8,117	10,133	—	80,859	253,375
		最高 "	5,717	4,721	4,654	4,505	3,514	—	8,645	—
		最低 "	2,878	2,584	4,091	3,612	3,298	—	361	—
		得票率(%)	33.38	14.13	13.38	3.20	4.00	—	31.91	100
		候補者数	20	10	8	2	3	—	25	68
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2		総得票数	68,379	—	—	—	8,685	—	184,918	261,982
		最高 "	34,271	—	—	—	8,685	—	107,047	—
		最低 "	34,108	—	—	—	8,685	—	77,871	—
		得票率(%)	26.10	—	—	—	3.32	—	70.58	100
		候補者数	2	—	—	—	1	—	2	5

(注) 国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」
 熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくなる会」

16 名 誉 市 民

(平元・8.1現在)

故徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

故高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

故細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成支援につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

故福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

故宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

故堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

故後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価さ

れている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

故中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。正四位勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

17 財 政

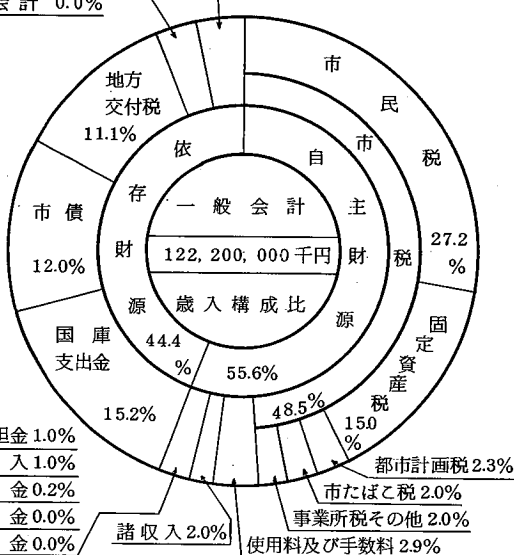
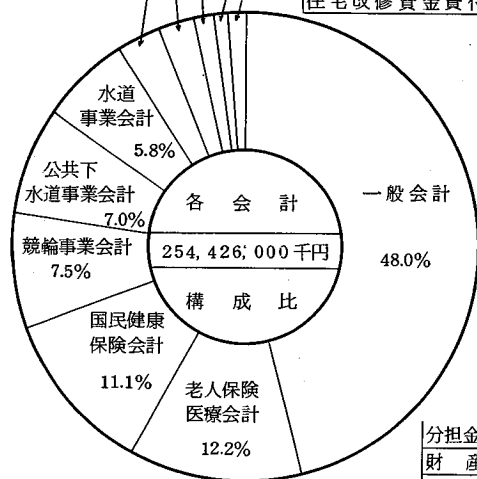
(1) 平成元年度当初予算図表

流通業務団地造成事業会計	0.8%
産業振興資金会計	1.4%
交通事業会計	2.2%
市民病院会計	2.9%

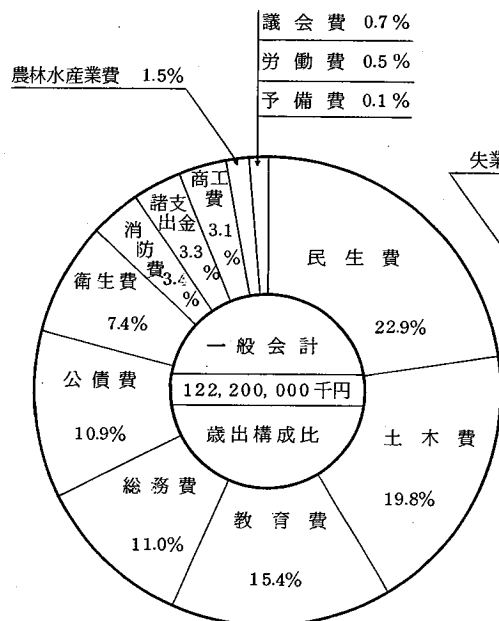
熊本城会計	0.3%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
産院会計	0.1%
地下駐車場事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
公共用地先行取得事業会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.1%
高齢者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
住宅改修資金貸付事業会計	0.0%

県支出金 3.0%

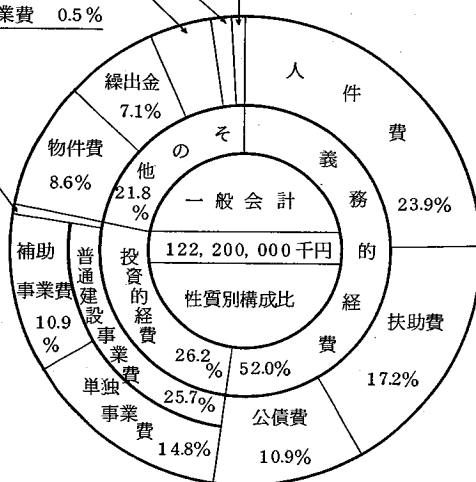
地方譲与税	1.4%
利子割交付金	0.8%
受託事業収入	0.5%
自動車取得税交付金	0.3%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村交付金	0.0%



分担金及び負担金	1.0%
財産収入	1.0%
繰越金	0.2%
繰入金	0.0%
寄附金	0.0%



積立金	0.5%
貸付金	0.4%
投資及び出資金	0.1%
予備費	0.1%
維持補修費	1.6%
補助費等	3.4%
失業対策事業費	0.5%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区 分 會計別	元年度当初予算(A)		63 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A)-(B) (B)
			当 初 予 算 (B)		現 計 予 算			
		%		%		%		%
一 般 会 計	122,200,000	48.0	112,500,000	46.8	130,318,618	48.2	9,700,000	8.6
特 別 会 計	104,313,000	41.0	100,643,000	41.9	111,856,583	41.4	3,670,000	3.6
国民健康保険会計	28,237,857	11.1	27,355,394	11.4	29,935,394	11.1	882,463	3.2
住宅改修資金貸付事業会計	22,807	0.0	33,186	0.0	33,615	0.0	△ 10,379	△31.3
障害者住宅整備資金貸付事業会計	39,827	0.0	39,437	0.0	18,777	0.0	390	1.0
高齢者住宅整備資金貸付事業会計	105,956	0.0	109,289	0.1	64,367	0.0	△ 3,333	△ 3.0
老人保健医療会計	30,955,074	12.2	29,196,296	12.1	30,991,124	11.5	1,758,778	6.0
交通災害共済事業会計	132,968	0.1	129,594	0.1	132,193	0.0	3,374	2.6
食肉センター会計	218,376	0.1	211,420	0.1	212,542	0.1	6,956	3.3
産業振興資金会計	3,582,000	1.4	3,555,000	1.5	4,001,787	1.5	27,000	0.8
中小企業勤労者福祉共済事業会計	81,182	0.0	80,322	0.0	80,322	0.0	860	1.1
流通業務団地造成事業会計	2,072,319	0.8	2,933,814	1.2	2,028,668	0.8	△ 861,495	△29.4
競輪事業会計	19,214,234	7.5	18,556,963	7.7	20,879,623	7.7	657,271	3.5
熊本城会計	658,955	0.3	765,238	0.3	801,862	0.3	△ 106,283	△13.9
地下駐車場事業会計	310,000	0.1	—	—	—	—	310,000	—
公共用地先行取得事業会計	189,480	0.1	1,361,297	0.6	1,486,534	0.6	△ 1,171,817	△86.1
公共下水道事業会計	17,872,531	7.0	15,684,925	6.5	20,654,709	7.6	2,187,606	13.9
水洗便所改造資金貸付事業会計	402,466	0.2	417,491	0.2	371,033	0.1	△ 15,025	△ 3.6
住宅新築資金貸付事業会計	216,968	0.1	213,334	0.1	164,033	0.1	3,634	1.7
一般・特別会計合計	226,513,000	89.0	213,143,000	88.7	242,175,201	89.6	13,370,000	6.3
企業会計	27,913,000	11.0	27,312,000	11.3	28,088,960	10.4	601,000	2.2
産院会計	404,067	0.1	417,867	0.2	383,495	0.1	△ 13,800	△ 3.3
市民病院会計	7,319,477	2.9	7,029,532	2.9	7,428,853	2.8	289,945	4.1
水道事業会計	14,663,343	5.8	14,287,983	5.9	14,554,983	5.4	375,360	2.6
交通事業会計	5,526,113	2.2	5,576,618	2.3	5,721,629	2.1	△ 50,505	△ 0.9
総計	254,426,000	100	240,455,000	100	270,264,161	100	13,971,000	5.8

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 性質別	元 年 度 当 初 予 算				63 年 度 当 初 予 算			
	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源
1 人 件 費	29,165,794	% 23.9	2,465,033	26,700,761	27,639,471	% 24.5	2,418,651	25,220,820
2 物 件 費	10,512,665	8.6	2,196,531	8,316,134	9,592,148	8.5	2,048,683	7,543,465
3 維持補修費	1,984,485	1.6	342,013	1,642,472	1,591,679	1.4	150,634	1,441,045
4 扶 助 費	21,010,866	17.2	15,473,486	5,537,380	20,895,869	18.6	14,874,886	6,020,983
5 補 助 費 等	4,188,043	3.4	390,236	3,797,807	3,588,497	3.2	346,776	3,241,721
6 普通建設事業	31,376,196	25.7	19,278,042	12,098,154	26,291,296	23.4	15,707,595	10,583,701
補助事業	13,256,239	10.9	10,817,997	2,438,242	10,581,751	9.4	8,290,239	2,291,512
単独事業	18,119,957	14.8	8,460,045	9,659,912	15,709,545	14.0	7,417,356	8,292,189
7 災害復旧事業	—	—	—	—	—	—	—	—
8 失業対策事業	644,754	0.5	198,877	445,877	803,681	0.7	253,492	550,189
9 公 債 費	13,299,160	10.9	1,297,828	12,001,332	12,824,024	11.4	1,175,521	11,648,503
10 積 立 金	678,430	0.5	378,430	300,000	308,724	0.3	308,724	—
11 投資及び 出 資 金	72,399	0.1	—	72,399	48,422	0.0	—	48,422
12 貸 付 金	560,000	0.4	556,988	3,012	540,000	0.5	534,961	5,039
13 繰 出 金	8,637,208	7.1	1,308,338	7,328,870	8,306,189	7.4	1,180,561	7,125,628
14 予 備 費	70,000	0.1	—	70,000	70,000	0.1	—	70,000
合 計	122,200,000	100	43,885,802	78,314,198	112,500,000	100	39,000,484	73,499,516

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

区分 年度 款	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
1 市 税	50,822,520	54,810,599	58,709,369	61,346,352	59,320,352	44.5	48.9	48.5	45.9	48.5
2 地 方 譲 与 税	687,474	747,938	784,340	887,329	1,731,000	0.6	0.7	0.7	0.6	1.4
3 利 子 割 交 付 金	—	—	—	445,316	1,000,000	—	—	—	0.3	0.8
4 自動車取得税交付金	410,402	464,509	466,989	617,364	400,000	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
5 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	6,017	5,656	5,656	5,656	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6 地 方 交 付 税	11,609,623	12,450,511	12,876,467	14,378,113	13,500,000	10.2	11.1	10.7	10.7	11.1
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	176,984	155,229	209,793	172,206	150,000	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
8 分担金及び負担金	961,871	1,066,487	1,153,423	1,275,514	1,275,780	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0
9 使用料及び手数料	2,734,729	2,972,028	3,188,627	3,428,111	3,481,884	2.4	2.7	2.6	2.6	2.9
10 国 庫 支 出 金	20,509,567	18,616,943	19,265,201	19,483,132	18,533,916	17.9	16.6	15.9	14.6	15.2
11 県 支 出 金	3,154,340	4,100,771	3,651,083	3,872,565	3,596,303	2.8	3.7	3.0	2.9	3.0
12 財 産 収 入	1,905,014	2,063,426	2,183,340	1,410,126	1,260,297	1.7	1.8	1.8	1.0	1.0
13 寄 附 金	4,789	88,498	17,306	248,845	1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0
14 繰 入 金	2,533,765	517,582	12,614	459,539	10,000	2.2	0.5	0.0	0.3	0.0
15 繰 越 金	1,340,163	1,335,977	2,339,639	3,623,293	200,000	1.2	1.2	1.9	2.7	0.2
16 諸 収 入	3,476,242	3,689,044	3,616,606	4,004,418	3,054,885	3.0	3.3	3.0	3.0	2.5
17 市 債	13,983,300	8,983,800	12,489,363	18,000,061	14,684,582	12.2	8.0	10.3	13.7	12.0
合 計	114,316,800	112,068,998	120,969,816	133,657,940	122,200,000	100	100	100	100	100

(歳出)

区分 年度 款	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
	60	61	62	63	元	60	61	62	63	元
1 議 会 費	758,016	757,123	799,075	841,024	841,537	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7
2 総 務 費	12,442,850	11,540,384	10,784,404	12,691,853	13,479,882	11.0	10.5	9.2	9.7	11.0
3 民 生 費	24,589,474	26,168,542	27,328,196	28,913,850	28,000,282	21.8	23.8	23.3	22.1	22.9
4 衛 生 費	12,871,794	8,990,782	8,169,265	8,588,577	9,090,887	11.4	8.2	7.0	6.6	7.4
5 労 働 費	1,289,548	1,918,871	915,540	751,430	644,754	1.1	1.7	0.8	0.6	0.5
6 農 林 水 産 業 費	2,320,534	2,540,936	2,355,118	2,395,181	1,858,338	2.1	2.3	2.0	1.8	1.5
7 商 工 費	2,034,394	1,989,601	3,545,457	4,342,756	3,744,949	1.8	1.8	3.0	3.3	3.1
8 土 木 費	21,220,321	22,562,605	27,565,533	32,646,823	24,259,100	18.8	20.6	23.5	25.0	19.8
9 消 防 費	4,044,701	4,019,382	4,352,085	4,279,889	4,106,049	3.6	3.7	3.7	3.3	3.4
10 教 育 費	16,879,494	13,236,332	14,637,666	17,961,732	18,794,390	14.9	12.1	12.5	13.7	15.4
11 災 害 復 旧 費	48,726	4,383	8,066	143,863	—	0.0	0.0	0.0	0.1	—
12 公 債 費	10,963,964	12,174,664	13,046,158	13,900,669	13,303,860	9.7	11.1	11.1	10.6	10.9
13 諸 支 出 金	3,517,007	3,835,262	3,839,960	3,423,783	4,005,972	3.1	3.5	3.2	2.6	3.3
14 予 備 費	0	0	0	0	70,000	0	0	0	0	0.1
合 計	112,980,823	109,738,867	117,346,523	130,881,430	122,200,000	100	100	100	100	100

(注) 63年度は決算見込額、元年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	59	伸 率	指 数	60	伸 率	指 数	61	伸 率	指 数	62	伸 率	指 数	63	伸 率	指 数
基準財政需要額	43,152,358	% 2.9	100	47,584,745	% 10.3	110	51,866,358	% 9.0	120	53,434,643	% 3.0	123	56,662,854	% 6.0	131
基準財政収入額	33,667,556	7.6	100	36,253,187	7.7	107	39,865,598	10.0	118	41,064,285	3.0	121	42,895,054	4.5	127
標準税収入額	44,600,088	7.6	100	48,104,134	7.9	107	52,851,521	9.9	118	54,432,794	3.0	122	56,864,102	4.5	127
標準財政規模	54,083,648	4.3	100	59,201,266	9.5	109	64,776,491	9.4	119	66,732,321	3.0	123	70,580,877	5.8	130
財政力指数	0.75			0.76			0.77			0.76			0.76		
実質収支比率(%)	2.0			1.8			3.3			3.7			0.2		
経常収支比率(%)	79.7			79.7			79.5			77.1			79.7		
公債費比率(%)	14.7			15.0			15.4			16.1			16.2		

(注) 63年度は決算見込額

18 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限
市 民 税	個 均 等 割	2,500円	1 期 6/1～ 6/30 2 期 8/1～ 8/31 3 期 10/1～10/31 4 期 1/1～ 1/31 ○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
	所 得 割	課税所得金額 税 率 120万円以下 3 % 120万円超 8 % 500万円超 11%	
	法 均 等 割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に 有する事務所等の従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の 合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額 が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の 合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である 法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及 び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合 計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 48,000円	
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$	
	人 均 等 割	700円	
県 民 税	個 均 等 割	700円	個人市民税と同じ
	所 得 割	課税所得金額 税 率 500万円以下 2 % 500万円超 4 %	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1 期 4/1～4/30 2 期 7/1～7/31 3 期 9/1～9/30 4 期 12/1～12/31
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円(700円) (イ) " 90cc " 1,200円(1,100円) (ウ) " 125cc " 1,600円(1,400円) (エ) ミニカー 2,500円(2,300円) 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円(2,200円) (イ) 三輪のもの 3,100円(2,800円)	○ 1 (エ) の税率については、60年2月15日前に取得したものは、1,000円(700円)、60年2月15日以降に取得したものは2,500円(2,300円)を適用する

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用5,500円(5,200円) 自家用7,200円(6,500円) 貨物用のもの { 営業用3,000円(2,900円) 自家用4,000円(3,600円) (エ) 雪上車 2,400円(2,200円) 3 小型特殊自動車 1,600円(1,400円) (ア) 農耕作業自動車 1,600円 (イ)刈取脱穀作業自動車1,600円 (ウ) その他のもの 4,700円(4,300円) 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円(3,600円) (注) () の金額は電気軽自動車等に適用される 税率	5/1 ~ 5/31
市 た ば こ 税	従量税 1,000本につき1,997円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき948円)	毎月末日
商品券発行税	商品券発行額の2%	毎月10日から末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事 業 所 得	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1㎡につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2ヵ月以内

(2) 納税義務者の推移

年 度				59	60	61	62	63
税 目								
市 民 税	個	普	均等割のみ	7,613	5,512	5,085	5,453	7,135
		通	所得割のみ	10,877	10,649	11,656	12,930	13,791
		徴	完全納税者	46,012	47,055	50,068	51,020	52,406
		収	計	64,502	63,216	66,809	69,403	73,332
	人	特	均等割のみ	2,226	2,153	1,897	1,912	2,907
		別	所得割のみ	16,541	16,514	16,299	15,694	15,902
		徴	完全納税者	110,329	110,199	110,648	113,284	113,818
		収	計	129,096	128,866	128,844	130,890	132,627
	小 計			193,598	192,082	195,653	200,293	205,959
	法 人 調 停 件 数			19,197	19,448	19,753	20,609	21,553
固 資 産	土 地 及 び 家 屋		126,718	128,657	131,250	134,061	134,174	
	償 却 資 産		(2,764)	(2,798)	(2,849)	(2,988)	(3,064)	
定 税	小 計			126,718	128,657	131,250	134,061	134,174
軽 自 動 車 税				133,614	141,613	148,142	148,284	150,067
合 計				473,127	481,800	494,798	503,247	511,753
対 前 年	増 加 数			14,311	8,673	12,998	8,449	8,506
	伸 長 率 (%)			103	102	103	102	102

(注) 償却資産に係る () は土地及び家屋を含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			62			63		
			調 定 額	収 入 額	収入率(%)	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	6,880,564	6,416,828	93.3	7,287,957	6,835,634	93.8
		特 別 徴 収	14,807,907	14,759,392	99.7	14,792,586	14,756,091	99.8
		計	21,688,471	21,176,220	97.6	22,080,543	21,591,725	97.8
	法 人 分		10,148,359	10,078,163	99.3	11,094,393	11,035,898	99.5
	小 計		31,836,830	31,254,383	98.2	33,174,936	32,627,623	98.4
固資	固定資産	土地家屋償却資産	17,282,856	16,652,399	96.4	18,240,831	17,684,376	96.9
産	交 付 金 ・ 納 付 金		234,360	234,360	100	252,699	252,699	100
定税	小 計		17,517,216	16,886,759	96.4	18,493,530	17,937,075	97.0
軽 自 動 車 税			345,229	328,523	95.2	356,748	340,792	95.5
た ば こ 消 費 税			2,949,714	2,949,714	100	2,983,935	2,983,935	100
電 気 税			1,989,396	1,989,396	100	2,033,678	2,033,678	100
ガ ス 税			47,870	47,870	100	41,998	41,998	100
木 材 引 取 税			14	14	100	47	47	100
特 別 土 地 保 有 税			82,457	74,944	90.9	69,144	69,144	100
商 品 券 発 行 税			84,266	84,266	100	90,988	90,988	100
事 業 所 税			1,574,097	1,559,627	99.1	1,630,592	1,619,754	99.3
都 市 計 画 税			2,721,025	2,621,657	96.3	2,872,248	2,784,599	96.9
合 計			59,148,114	57,797,153	97.7	61,747,844	60,529,633	98.0
滞 納 繰 越 分			4,572,850	912,216	19.9	4,828,624	908,331	18.8
総 計			63,720,964	58,709,369	92.1	66,576,468	61,437,964	92.3

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組 合 数	組合 員数	税 目	調定額	組 合 納 付 額		収入率	事務費 交付金 (C)	割合 (C) — (%) (A)	事 務 費 交付基準
				(A)	件 数	金額(B)	(B) — (A) (%)			
59	678	39,440	市 民 税	5,968,236	30,436	922,863	15.5	70,122	0.3	納期内に完納 した市税の 58～59年度は $\frac{2.7}{100}$ （最高 2,700円）、 60年度以降は $\frac{2.4}{100}$ （最高 2,400円）と 領収書1枚に つき10円 均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	14,979,906	112,379	2,696,101	18.0			
			軽自動車税	293,629	8,631	20,643	7.0			
			計	21,241,771	151,446	3,639,607	17.1			
60	671	39,230	市 民 税	6,338,083	28,818	895,655	14.1	63,724	0.3	
			固定資産税	16,805,705	107,087	2,837,807	16.9			
			軽自動車税	314,756	9,417	22,463	7.1			
			計	23,458,544	145,322	3,755,925	16.0			
61	663	39,095	市 民 税	6,588,235	27,881	843,334	12.8	64,614	0.2	
			固定資産税	19,006,038	101,110	2,991,572	15.7			
			軽自動車税	333,414	8,278	20,159	6.0			
			計	25,927,687	137,269	3,855,065	14.9			
62	656	38,965	市 民 税	6,880,564	26,806	873,965	12.7	64,058	0.2	
			固定資産税	20,003,881	96,408	3,011,750	15.1			
			軽自動車税	345,229	8,456	20,924	6.1			
			計	27,229,674	131,670	3,906,639	14.3			
63	641	35,531	市 民 税	7,287,957	24,970	891,431	12.2	62,140	0.2	
			固定資産税	21,113,079	85,976	3,033,540	14.4			
			軽自動車税	356,748	8,615	21,379	6.0			
			計	28,757,784	119,561	3,946,350	13.7			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

総務

19 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社
 設 立 年 月 日 昭和39年7月3日
 目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。
 事 業
 ○市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
 ○道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
 ○駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分
 ○前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するための必要な事業
 役 員 理 事 長 助 役、 理 事 市長公室長 市民局長 産業局長 中小企業局長
 （平元.4.1現在） 副理事長 助 役 保健衛生局長 建設局長 都市局長 教育長
 消防局長 企画広報部長
 常務理事 総務局長、 監 事 収入役 副収入役
 役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。
 資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）
 資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。
 利 率 年7.5%以内（2年据置を含め10カ年以内の半年賦及び年賦償還）

事 業 実 績

区分	事 業 名	執 行 額		備 考
		面 積	金 額	
昭和六十三年 度 事 業	教 育 施 設	21,694 m ²	1,147,705,250 円	西原中学校分離新設校ほか
	福 祉 施 設	24,271.89	910,774,859	社会福祉施設建設用地ほか
	衛 生 ・ 清 掃 施 設	32,842	530,254,042	南部保健センター用地ほか
	公 園 施 設	18,824.57	1,234,529,307	八王寺中央公園用地ほか
	街 路 施 設	5,975.98	392,355,780	都市計画道路野口・清水線池上町第43号線築造用地ほか
	土 木 施 設	1,351.25	111,399,810	保田窪放水路管理道路用地ほか
	「公有地拡大法」 関 連 施 設	2,621.08	95,108,149	野口町公園用地ほか
合 計		107,580.77	4,422,127,197	

20 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する

基金の額 16,505,872千円（平成31年現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる（貸付利率 年3分）

21 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8ヵ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

(1) 建物概要

所在地	熊本市手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工期	着工 昭和54年3月17日 竣工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2千万円
財源内訳	基金 62億5千万円 起債 47億3千万円 一般財源 2億4千万円
事業費内訳	建築工事 65億3千万円 設備その他工事 36億6千万円 委託費 5億6千万円 備品費 4億7千万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望

ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地 熊本市花畑町9番1号（市役所別館内）

開設年月日 昭和61年1月11日

敷地面積 703.43㎡

建築面積 434.99㎡

延面積 3,401.21㎡（駐車場部分：1,742.96㎡）

構造 鉄骨造 8階建（一部半地下）

建設費 388,000千円

収容台数 703台

利用台数 63年度 延434,121台